(様式第２号)

公共基準点使用許可承認書

三重県土地家屋調査士会
会長　川井　一浩　様

尾鷲市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		地積測量図などの作成のための測量
使用期間		2026年4月1日から2027年3月31日まで（1年間）
測量地域		尾鷲市地域
使用する公共基準点		尾鷲市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る)
測量方法		GPS測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による
測量作業機関	名称	三重県土地家屋調査士会
	担当者	会長　川井　一浩
	所在地	三重県津市河辺町3547番地2 TEL　059-227-3616

承認条件
１．別紙公共基準点使用条件を遵守すること。
２．使用終了後は、報告書を提出すること。

承認番号　尾建第　1542　号
令和８年２月25日

尾鷲市長
加藤　千速　印

担当連絡先	尾鷲市　建設課　総務用地係 TEL　0597-23-8241

別紙

公共基準点使用条件

1　公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者に予め計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。

2　施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。
ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。

3　作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。

4　使用にあたっては、公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めると共に、周辺を汚さないように努めること。

5　基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型修復すること

6　作業者は、測量標及びその周辺の状況や測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。

7　作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の種類を添付し基準点管理者に提出すること。

（１）基準点現況報告書
（２）精度管理書
（３）成果表　網図の写しなど